

議案第七二号

三朝所長等給与条例の一部を改正する条例に於て

三朝所長等給与条例の一部を次のように改正するものとする

昭和三十三年十一月二十二日提出

三朝所長 坂出 雅己

昭和三十三年十二月十三日

原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎

鳥取縣 東伯郡 三朝町 議長 印

三朝所長等給与条例の一部を改正する条例

三朝所長等給与条例（昭和二十八年三朝所条例第十八号）の一部を次のように改正する

別表第一を次のように改める

別表第一

区分	分給料月額額
町長	五二、〇〇〇月以内
助役	三七、〇〇〇月以内

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和十五年十月一日から通用する

評定資産	収入役
三〇〇〇〇〇以内	三二〇〇〇〇以内